

株 主 各 位

東京都墨田区両国二丁目10番14号

株式会社ルネサンス

代表取締役社長執行役員 吉田正昭

第33回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第33回定時株主総会において下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項

- 第33期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第33期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
（目的） 第2条（条文省略） 1～20.（条文省略） （新設） <u>21～42.</u> （条文省略）	（目的） 第2条（現行どおり） 1～20.（現行どおり） <u>21. 高齢者向け住宅の運営及び管理</u> <u>22～43.</u> （現行どおり）

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に斎藤敏一、吉田正昭、堀田利子、岡本利治、高崎尚樹、田中俊和、下村満子及び工藤一重の8名が選任され、就任いたしました。

第3号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に西村正則及び鉢村健の2名が選任され、就任いたしました。

以上

なお、本定時株主総会終了後の取締役会におきまして、代表取締役が選定されました。この結果、当社の取締役及び監査役は、次のとおりとなりました。

代表取締役会長	齋藤敏一
代表取締役社長執行役員	吉田正昭
取締役専務執行役員	堀田利子
取締役常務執行役員	岡本利治
取締役常務執行役員	高崎尚樹
取締役常務執行役員	田中俊和
取締役	下村満子
取締役	工藤一重
監査役（常勤）	廣岡和繁
監査役（常勤）	西村正則
監査役	虎山邦子
監査役	鉢村健

（注）取締役のうち、下村満子氏及び工藤一重氏は、社外取締役であります。
監査役のうち、虎山邦子氏及び鉢村健氏は、社外監査役であります。

第33期期末配当金のお支払いについて

第33期期末配当金は、同封の「第33期期末配当金領収証」により、払渡期間内（平成27年6月26日（金）から平成27年7月27日（月）まで）に、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局にて、お受け取りください。

また、口座等振込による配当金受取をご指定の株主の方につきましては、ご指定口座等への入金をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、同封の「第33期期末配当金計算書」は、配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用ください。